



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和5年6月1日～令和5年9月9日】

令和5年
10月号

1. 夏季死亡災害ゼロ101日運動は“目標を達成”しました。



今年度も6月1日から9月9日を期間とする「夏季死亡災害ゼロ101日運動」を展開し、管内の事業場・労働災害防止団体等が、平時以上にこの期間は特に安全管理体制を強化なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識を高め、労使協力のもと労働災害防止への取り組みを行ってきた結果、今年度は期間中の死亡災害ゼロという目標を達成することができました。昨年度は目標未達成でしたので、2年ぶりの達成です。

この期間に取り組んできた成果を、今後にも活かしながら、継続的な取り組みをお願いします。

なお、死亡労働災害以外の労働災害(休業4日以上)の発生状況では、熱中症が過去最高(期間中5人)を記録し、墜落災害も例年より多い発生(期間中8人)となりました。

熱中症については、水分・塩分補給の摂取や定期的な休憩をとっていたにも関わらず発生したということも多く聞きましたが、そうすると残るは暑熱順化などが来シーズンの課題になりそうな気がします。

墜落災害については、1件(はいの上)は高さ2m以上で、残る7件(車両系機械、脚立、はしご、構築物、通路およびその他)は高さ2m未満でした。

2. 労働災害の発生状況 (令和5年分(令和5年8月末現在))

- ◆ 令和5年8月末現在の休業4日以上の労働災害発生件数は133人で、急増した前年の同時期と比べてさらに+22人(+19.8%)となっています。
- ◆ 事故の型別では、「**転倒**」が**38人で全体の28.6%**を占めており、次いで「**墜落・転落**」と「その他」が各19人、「**激突され**」11人、「**飛来・落下**」と「**はさまれ・巻き込まれ**」が各9人などとなっています。
- ◆ 業種別では、**製造業**が25人と最多で、次いで**保健衛生業**が24人、**建設業**が20人、**運輸交通業**が16人、**接客娯楽業**が13人、**商業**が12人などとなっています。

◀畜産業▶ ○事故の型：激突され
牛が暴れ、周囲との間に手を挟まれた。【複数件発生】(手骨折)

労働災害事例

◀産廃業▶ ○事故の型：墜落・転落 ○50代男性(経験年数5年未満) ○休業見込み：1ヶ月
クローラー式の木くず破砕機に上がっていたところ、飛散防止のために回転する投入口に載せていたコンパネがゆっくり回転してきたことにより、被災者を押し落とした。(腰椎骨折)

◀建設業▶ ○事故の型：墜落・転落 ○60代男性(経験年数1年) ○休業見込み：2週間
荷(仮設トイレ)の上部で玉掛けしようとし、はしごを上っていたところ、はしごの脚部が滑り、一緒に墜落した。(足首捻挫)

◀建設業▶ ○事故の型：飛来・落下 ○60代男性(経験年数30年以上) ○休業見込み：1ヶ月
荷(仮設トイレ)を吊って旋回したところ、フックがついている荷の天井部が外れて、落下した。荷の内部(洗浄水)を抜かなかったことによる過重量だったためである。(鎖骨骨折)

3. 好事例の提供をお願いします

一関労働基準監督署では、安全管理活動および健康保持増進に関する企業の好事例の取り組みを募集しています。

労働者50人以上と思われる事業場には書面で通知していますが、書面が届いていない事業場の皆様もぜひご協力をお願いします。募集期間は令和5年10月31日までとしています。

提供いただいた事例については、取りまとめの上、100日運動通信や岩手労働局ホームページなどから皆様に水平展開したいと考えてます。また、特に優秀な事例には表彰も考えています。

取り組みの背景には、労働災害の異様な多発事態と健康診断有所見率の高さがあり、一方で有効な取り組みを積極的に取り組んでいる企業も多いと想像されるために、水平展開による管内全域のレベルアップを目的とするものです。ご協力をお願いします。

ユニークな事案も歓迎します。



一関監督署からのお知らせ

検索



4. 令和5年度全国労働衛生週間が展開中です 期間：10/1～10/7



スローガン： **目指そうよ二刀流** **こころとからだの健康職場**



今年も全国衛生週間の時期になりました。
全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施されているものです。

今年のスローガンは、「**目指そうよ二刀流** **こころとからだの健康職場**」です。

全国労働衛生週間中の実施事項については実施要綱及びリーフレットをご覧ください、すべての職場で労使が協力して積極的な取り組みをお願いします。

各職場の実施事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



ヒント

今年のスローガンの言葉を分けてみると、「こころの健康職場」と「からだの健康職場」の2つになります。それぞれに関係する指針・ガイドラインがたくさんありますので、職場づくりの参考として、目を通してみてください。

ウォーキング

9月20日に行われた(公財)岩手労働基準協会一関支部主催の全国労働衛生週間準備研修会に、今年度も管内事業場の衛生管理スタッフ等の皆様が多数参加され、今回監督署からはとくに、“職場における健康の保持増進のための取り組み”についてお願いさせていただきました。その中で、岩手県は平均寿命・健康寿命が全国最下位クラスで、一日の歩数も全国最下位クラスであることも紹介し、ウォーキングの必要性をお願いしています。会社周辺のウォーキングマップを作って参加してみること、万歩計を使ってウォーキングすること、ランキング掲示するとみんなの歩行意欲が高まって活発な取り組みになること、などをご紹介しました。職場内で話し合い、みんなで継続して楽しく取り組めることをこの機会からはじめてみましょう。



5. 10月1日から新ルールが始まります

【トラックでの荷役作業関係】

- ① 昇降設備の設置および保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が、これまでの“最大積載荷重5 t以上”から“最大積載荷重2 t以上”へと変わります。
- ② 運転位置から離れる場合の措置が一部改正（テールゲートリフターを操作する場合の原動機の停止義務の適用が除外）されます。

【足場関係】

- ① 足場の点検時には点検者の指名が必要になります。
- ② 足場の組み立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります。

【石綿関係】

- ① 事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります。

【化学物質関係】

- ① 電動ファン付き呼吸用保護具についてはこれまで防じん用のもののみについて譲渡制限および型式検定の対象でありましたが、防毒機能を有するものについても対象に加わることになります。
- ② 個人サンプリング法の対象物質が追加されます。

【放射線関係】

- ① 「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」が改正されます。



6. 10月末までが申し込み期限です 【エイジフレンドリー補助金】

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に関する補助金として「令和5年度エイジフレンドリー補助金」が、申請期間令和5年6月12日から令和5年10月末日となっており、期限間近となりました。申請方法等は、インターネットで、「職場のあんぜんサイト」または「エイジフレンドリー補助金事務センターHP」からご確認ください。